

令和7年度 定期予防接種委託単価

・令和6年度診療報酬改定を反映

※初診料288点→291点、皮内・皮下及び筋肉注射22点→25点

予防接種名	年度 (要求)	単価 (税抜)	消費税 (10%)	合計	比較 (R7-R6)	自己 負担額	
不活化ポリオ	R6	11,050	1,105	12,155	66		
	R7	11,110	1,111	12,221			
BCG	R6	12,100	1,210	13,310	66		
	R7	12,160	1,216	13,376			
三種混合	R6	7,160	716	7,876	66		
	R7	7,220	722	7,942			
四種混合	R6	12,150	1,215	13,365	66		
	R7	12,210	1,221	13,431			
五種混合	R6	20,270	2,027	22,297	66		
	R7	20,330	2,033	22,363			
日 脳	1 期	R6	7,550	755	8,305	66	
		R7	7,610	761	8,371		
	2 期 (1期救済・2期救済 含む)	R6	6,800	680	7,480	66	
		R7	6,860	686	7,546		
二 混	初回・追加	R6	7,000	700	7,700	66	
		R7	7,060	706	7,766		
	2 期	R6	4,950	495	5,445	66	
		R7	5,010	501	5,511		
M R	1 期	R6	11,700	1,170	12,870	66	
		R7	11,760	1,176	12,936		
	2 期	R6	10,400	1,040	11,440	66	
		R7	10,460	1,046	11,506		
	3 期 4 期	R6	9,650	965	10,615	66	
		R7	9,710	971	10,681		
麻 し ん	1 期	R6	8,440	844	9,284	66	
		R7	8,500	850	9,350		
	2 期	R6	7,140	714	7,854	66	
		R7	7,200	720	7,920		
	3 期 4 期	R6	6,390	639	7,029	66	
		R7	6,450	645	7,095		
風 し ん	1 期	R6	8,440	844	9,284	66	
		R7	8,500	850	9,350		
	2 期	R6	7,140	714	7,854	66	
		R7	7,200	720	7,920		
	3 期 4 期	R6	6,390	639	7,029	66	
		R7	6,450	645	7,095		
ヒトパピローウイルス ワクチン(2価・4価)	R6	15,550	1,555	17,105	66		
		R7	15,610	1,561			17,171
ヒトパピローウイルス ワクチン(9価)	R6	27,300	2,730	30,030	66		
		R7	27,360	2,736			30,096
ヒブワクチン	R6	10,002	1,000	11,002	66		
		R7	10,062	1,006			11,068
小児用肺炎球菌 ワクチン	R6	12,800	1,280	14,080	66		
		R7	12,860	1,286			14,146
水痘	R6	10,100	1,010	11,110	66		
		R7	10,160	1,016			11,176
B型肝炎ワクチン	R6	7,853	785	8,638	66		
		R7	7,913	791			8,704
ロタリックス	R6	15,300	1,530	16,830	66		
		R7	15,360	1,536			16,896
ロタテック	R6	10,730	1,073	11,803	66		
		R7	10,790	1,079			11,869
風しんの追加的対策 風しん5期(MR)	R6	9,650	965	10,615	R6で終了		
		R7					
風しんの追加的対策 風しん5期(R)	R6	6,390	639	7,029	R6で終了		
		R7					
高齢者用肺炎球菌 23価(ニューモバックスNP)	R6	8,050	805	8,855	66	3,000	
		R7	8,110	811			8,921
帯 状 疱 疹	生ワクチン	R7	8,055	805	8,860		調整中
		不活化ワクチン	R7	20,055	2,005		
予診のみ (A類のみ)	R6	2,880	288	3,168	33	0	
		R7	2,910	291			3,201

各
（ 都道府県知事
市町村長
特別区長 ） 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
（ 公 印 省 略 ）

令和 7 年度定期接種に関する標準的な接種費用について
（帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについて）

平素より予防接種施策に御高配を賜り、御礼申し上げます。

標記、令和 7 年度定期接種に関する標準的な接種費用（帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチン）について、下記のとおり見込んでおりますので通知いたします。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の市町村、関係機関等に周知を図るとともに、予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種における標準的な接種費用について

（定期接種に関する標準的な接種費用（接種 1 回当たりの費用・税込み））

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
1. 帯状疱疹ワクチン			
① 組換えワクチン	22,060 円	18,260 円	3,800 円
② 生ワクチン	8,860 円	5,060 円	3,800 円
2. 新型コロナワクチン	15,600 円	11,800 円	3,800 円

2. 自己負担額等について

帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの令和 7 年度の定期接種における標準的な接種費用について、1. のとおり積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の 3 割について普通交付税措置が講じられる見込みである。

低所得者以外の方の自己負担額については、B 類疾病に係る予防接種は主に個人の発病又はその重症化を防止する観点から行うものであることを踏まえ、1. を接種費用の標準として、各自治体においてご検討いただきたい。